

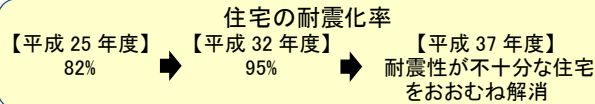
# 野洲市耐震改修促進計画の概要

「市民の生命と財産を守る」という市に課せられた最も重要な使命を果たすため、耐震診断および耐震改修を計画的に促進し、地震に強い安全な地域社会を、市民のみなさんと一体となって築いていきます。

## ●計画の基本方針

- ◆「地震は必ず起こる」「自らの命や財産は自ら守る」ことを市民に理解していただき、自助・公助・共助のバランスに配慮しつつ、住宅・建築物の耐震化を進めていきます。
- ◆市および地元自治会等はそれぞれ役割分担して、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備、負担軽減のための制度の推進など必要な施策を引き続き行っていきます。

## 国の基本方針



多数の者が利用する建築物の耐震化率  
「平成 32 年度までに 95%」

## ●住宅・建築物の耐震化

### 阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日発生）

多くの木造住宅が被害

主な被害

死者	6,434 人	建築物倒壊によるもの	88%
全壊家屋	104,906 棟	焼死等によるもの	10%
		その他	2%

### 木造住宅耐震改修の促進

- ◆ 建築物の倒壊等による圧死を防ぐ
- ◆ 消火・救援活動の妨げを防ぐ

### 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）

緊急輸送道路の閉塞、防災拠点施設が被災

広域一時滞在の必要性が顕在化  
南海トラフ巨大地震の想定の見直し

### 建築物の耐震改修

- ◆ 耐震改修促進法改正（平成 25 年 11 月施行）
- ◆ 旧特定建築物を細分化、一部診断義務化



## ●滋賀県の耐震化の目標

### 耐震化の目標設定

#### 【住宅】

現状	平成 37 年度
約 83%	約 95%
総数 524,700 戸	総数 522,400 戸
耐震性不十分 91,000 戸	耐震性不十分 26,100 戸

#### 【多数の者が利用する建築物】

現状	平成 37 年度
約 90%	約 96.5%
総数 約 6,100 棟	総数 6,800 棟
耐震性不十分 約 600 棟	耐震性不十分 240 棟

※耐震性不十分とは、昭和 56 年 6 月以前に着手された建築物で、耐震性が低いもの。

## 野洲市の耐震化の目標

### 【住宅】

現状（平成 27 年度）	平成 37 年度
約 82%	約 95%
総数 17,762 戸	総数 18,725 戸
耐震性不十分 3,208 戸	耐震性不十分 936 戸

（住宅・土地統計調査から推計）

### 【多数の者が利用する建築物】

現状（平成 27 年度）	平成 37 年度
約 93%	約 96.5%
総数 225 棟	総数 225 棟
耐震性不十分 14 棟	耐震性不十分 8 棟

（市集計データから推計）

## 耐震化を進める具体的な施策の展開

### 市民の防災意識の啓発等 ソフト面での施策

- 耐震改修を促進する普及・啓発
  - 広報誌・パンフレットの配布・セミナー等、市民への啓発の推進
  - 自治会単位の防災講座等の開催を支援
  - 建築物の耐震性に関する表示制度の普及

- 人材の育成
  - 関係機関と連携し、耐震診断員および耐震改修技術者の育成・登録の推進を継続
  - 学校での減災教育の積極的な支援を継続
  - ※関係機関とは、滋賀県、建築住宅センター等を示す。

- 建築指導等の強化
  - 関係機関と連携し、耐震改修促進法による指導等の実施

### 住宅・建築物の耐震化に関する ハード面での施策

- 既存建築物の耐震化支援
  - 木造住宅耐震診断員派遣事業および補強案作成事業（無料耐震診断・補強費用算出）による木造住宅耐震化の支援
  - 木造住宅耐震・バリアフリー改修事業による、木造住宅耐震化の支援
  - 木造住宅耐震シェルター等普及事業による支援

- 総合的な安全対策
  - 液状化の対策
  - 窓ガラス、天井落下防止対策等
  - エスカレーター等の地震防災対策
  - 建築設備の転落防止、破損防止対策

### 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の施策

- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化
  - 関係機関と連携し、指定、相談を行い、耐震診断や改修等へ誘導するため対策を推進

- ブロック塀等の安全対策
- エレベーターの地震防災対策
- 家具の転倒防止対策
- 地震時の住宅火災の防止